

(ポスト・アポロ計画への参画に関する問題について情報交換のための日本国政府と欧洲宇宙会議との間の協力に関する交換書簡)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。日本国政府及び欧洲宇宙会議は、それぞれ、ポスト・アポロ計画への参画に関する問題について情報交換のための協力に関する合意を達成いたしました。今後も同様の協力を継続することに至るものと予想されます。

本意は、本国政府の訓令に基づき、ポスト・アポロ計画への参画に関する情報の公式の交換を実現するため、日本国政府（科学技術庁を実施機関とする。）と欧洲宇宙会議との間で次の枠組において協力することを提案する光景を有します。

(1) 各当事者は、相互主義に基づき、他方の当事者によって任命された者を、ポスト・アポロ計画に関する、航空宇宙局との間で開催する行政面又は技術面における公式の会合にオブザーバーとして、招請する。一方の当事者のオブザーバーの出席にあたっては、他方の当事者の事前の承認が必要とされる。

(2) 各当事者は、他方の当事者に対して、(1)の会合（過去の会合を含む。）の記録その他関係資料を提供する。ただし、当該当事者にとって、そのままを資料として他方の当事者に提供することに不適がある場合は、この限りでない。

(3) この取り決めに基づいて提供されるかかる情報も受領当事者が、他方の当事者の同意を得ないで公表にはならない。

(4) 各当事者は、予定された会合及びその会合の期日、場所、議事日程、参加者、その他の情報を事前に十分の予備をもって他方の当事者に通報するものとし、また、当該他方の当事者のオブザーバーの出席を認めることができるかどうかを表明する。当該他方の当事者は、オブ

ザーバーの出席を認められる場合には、オザーバーを出席させることを希望するかどうか、及び希望する場合には、出席予定のオザーバーの氏名をすみやかに回答する。本店は、貴官が、改州議会議事に前記のことと同意することを改州議会議事に代わって確認されれば幸いです。

本店は、以上を申しあげると同時に、ニニに貴官に向かって敬意を表します。

1972年3月 日ペリで

在ペリ日本国大使館
公使 徳久

改州議会議事務局長
ホッカ一

科学技術庁

(欧洲平和会議側書簡)

(本文)

書簡をもって送上いたします。本旨は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。

“(日本側書簡)”

本旨は回答として、欧洲平和会議が前記のことと同意することを欧洲平和会議に代わって確認する光榮を有します。

本旨は、以上を申て進めるに際し、ニに貴旨に向かて敬意を表します。

1972年3月 日内ペリエ

欧洲平和会議事務局長
ホッカー

在フランス日本国大使館
公使 德久 繁廣